

答申第 847 号

諮問第 1453 号

件名：愛知県の職員の裁量権が記載されている文書（盗聴権に関するもの）等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 12 月 9 日、平成 28 年 1 月 29 日及び同年 2 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 27 年 12 月 22 日、平成 28 年 2 月 12 日及び同月 19 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、8 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 8 件の不開示決定は、同一の理由により決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同様であることから、実施機関は、当該 8 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下についても同様とする。）について

文書 1 は、愛知県県民生活部統計課（以下「統計課」という。）が管理する文書のうち、愛知県職員に盗聴することができる権利が認められ

ている旨が記載されている文書と解した。

イ 文書 2 について

文書 2 は、統計課が管理する文書のうち、愛知県職員が県民の活動に対し盗聴を行った実績が記載されている文書と解した。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、統計課が管理する文書のうち、適法な盗聴の方法や手段が記載されている文書と解した。

エ 文書 4 について

文書 4 に係る開示請求は、愛知県県民生活部（以下「県民生活部」という。）の各課に対してなされたものであり、参考として、愛知県が被告となった訴訟である行政文書不開示決定処分取消請求事件において、裁判所に提出された準備書面が添付されていた。当該準備書面には、愛知県立一宮東養護学校（当時）の教頭が原告に対して、電話や面会による対応をしたときは、愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課の担当者に電話又は個人的に作成した電子メールによりその内容を知らせており、条例第 2 条第 2 項に定める行政文書に当たるような報告書を作成していたのではない旨の被告の主張が記載されていた。

また、県民生活部県民総務課（以下「県民総務課」という。）の職員が開示請求者に確認したところ、愛知県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申のうち、私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載が具体的にあるものを求める趣旨であった。

条例第 2 条第 2 項において、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいうとされている。

そして、「職務上作成し、又は取得した」とは、愛知県情報公開条例解釈運用基準（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）によれば、「実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除く。」とされている。

よって、文書 4 は、統計課が管理する文書のうち、愛知県職員が私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載がある審査会の答申であって、当該メールで送信したものをメモすなわち行政文書ではないと審査会が判断しているものと解した。

オ 文書 5 について

文書 5 は、統計課が管理する文書のうち、発達障害又は発達障害者の

定義を管理していることを愛知県教育委員会が主張している旨が記載されている審査会の答申と解した。

カ 文書 6 について

文書 6 に係る開示請求は、県民生活部各課に対してなされたものであり、県民総務課職員が開示請求者に確認したところ、「開示請求内容と情報提供が同じで取り下げた場合を除く」とのことであった。

よって、文書 6 は、統計課が管理する文書のうち、統計課に対する開示請求において、開示請求者の要求を受け入れたため、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案（開示請求の内容を踏まえた情報提供により、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案を除く。）について、当該事案の内容が分かる文書と解した。

キ 文書 7 について

条例第 11 条第 1 項において、実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をしなければならないことが規定されている。また、同条第 2 項において、実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をしなければならないことが規定されている。

よって、文書 7 は、統計課が管理する文書のうち、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている文書と解した。

ク 文書 8 について

文書 8 は、統計課が平成 27 年 4 月 1 日から文書 8 に係る開示請求のあった平成 28 年 2 月 5 日までの間に作成又は取得した文書のうち、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活部県民生活課（以下「県民生活課」という。）の職員が侵害した事例が記載されている文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 から文書 3 までについて

統計課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号。以下「組織規則」という。）第 6 条第 17 項において、国の委託統計調査に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）、愛知県統計調査条例（平成 20 年愛知県条例第 49 号）に基づく県統計調査に関すること、統計調査の届出に関すること、統計職員及び統計調査員の研修に関すること、統計思想の普及啓発に関すること、経済に関する基礎的な調査及び研究に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）並びに統計資料の収集、分析、整理、保存及び公表に関することと規定されているところであり、盗聴に関連する事務は所管してお

らず、文書1から文書3までが必要になることはない。

念のため、統計課において、文書1から文書3までを探索したが、存在しなかった。

イ 文書4及び文書5について

審査会が諮問に対する答申をした場合は、審査会の庶務を処理する県民総務課から各課に対し、答申があった旨の送付文が発出される。当該送付文には、答申の概要が添付されているが、答申の全文は添付されておらず、県のホームページに掲載してある旨が記載されている。

統計課においては、前記の送付文を受受した場合は、添付されている答申の概要とともに供覧しているものの、その答申の全文を県のホームページから印刷して組織として管理することはしていない。

また、実施機関として審査会に諮問をした案件がある課については、別途、県民総務課から当該諮問に対する答申の全文が送付されることとなるが、文書4及び文書5に係る開示請求のあった平成28年1月29日時点では、統計課において諮問した案件に対する答申は保有していなかった。

ウ 文書6について

統計課に対する開示請求で開示請求者が取り下げたものは存在するが、開示請求書、取下げ書等の関係文書の中に、情報提供をすること以外で開示請求者の要求を受け入れたため取り下げられた旨の記載はなかった。

エ 文書7について

「専決」とは、愛知県事務決裁規程（平成15年愛知県訓令第5号。以下「事務決裁規程」という。）第2条第1項第2号において、「知事の補助機関が、この訓令に定める範囲に属する事務について、決裁することをいう。」とされている。また、事務決裁規程第4条第3項では「…本庁の課長…は、別表第1に定める…本庁の課長専決事項…について、それぞれ専決するものとする。」と規定され、事務決裁規程第5条第1項では「地方機関の長…は、地方機関の所掌する事務のうち、別表第2に定める地方機関の長専決事項…について、それぞれ専決するものとする。…」と規定されている。そして、事務決裁規程別表第1の24の項及び別表第2の11の項には、本庁の課長専決事項及び地方機関の長専決事項として、条例第11条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関することが定められている。

しかしながら、事務決裁規程は、愛知県法規集に掲載され、県のホームページでも公開されていることから、適宜参照することができ、統計課においては、県のホームページから印刷するなどして組織として管理することはしていない。

オ 文書8について

統計課の事務分掌は、前記アで述べたとおりであり、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害したという事例が記載されている文書を作成することはなく、また、他の所属から該当する文書を取得したこともない。

念のため、統計課において、文書 8 を探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のとおり、統計課は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した不開示理由説明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、以下のとおりと解される。

ア 文書 1

統計課が管理する文書のうち、愛知県職員の盗聴権に関する裁量について記載されている文書

イ 文書 2

統計課が管理する文書のうち、愛知県職員が県民の活動に対し盗聴を行った実績が記載された文書で、直近から 2 件分

ウ 文書 3

統計課が管理する文書のうち、適法な盗聴の方法及び手段が記載された文書

エ 文書 4

統計課が管理する文書のうち、愛知県職員が私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載がある審査会の答申であって、当該メールで送信したものをメモすなわち行政文書ではないと審査会が判断しているもの

オ 文書 5

統計課が管理する文書のうち、発達障害又は発達障害者の定義を管理していることを愛知県教育委員会が主張している旨が記載されている審査会の答申

カ 文書 6

統計課が管理する文書のうち、統計課に対する開示請求において、開示請求者の要求を受け入れたため、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案（開示請求の内容を踏まえた情報提供により、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案を除く。）について、当該事案の内容が分かる文書

キ 文書 7

統計課が管理する文書のうち、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている文書

ク 文書 8

統計課が平成 27 年 4 月 1 日から文書 8 に係る開示請求のあった平成 28 年 2 月 5 日までの間に作成又は取得した文書のうち、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害した事例が記載されている文書

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 から文書 3 までについて

実施機関によれば、統計課において、盗聴に関連する事務は所管しておらず、文書 1 から文書 3 までに係る請求対象文書が必要になることはないとのことである。

当審査会において、組織規則を見分したところ、統計課が所掌する事務は実施機関が前記 4(2)アで説明するとおりであり、その内容を踏まえれば、文書 1 から文書 3 までに係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 4 及び文書 5 について

実施機関によれば、統計課においては、審査会が諮問に対する答申をした場合に答申の全文を県のホームページから印刷して組織として管理することはしておらず、また、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求のあった平成 28 年 1 月 29 日時点では、統計課が諮問した案件に対する答申は保有していなかったとのことである。

当審査会において顕著な事実によれば、統計課が審査会へ諮問した案件に関する答申は存在しない。

以上のことからすれば、文書 4 及び文書 5 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書 6 について

実施機関によれば、統計課に対する開示請求で開示請求者が取り下げたものは存在するが、開示請求書、取下げ書等の関係文書の中に、情報提供をすること以外で開示請求者の要求を受け入れたため取り下げられ

た旨の記載はなかったとのことである。

一般的に、開示請求者により開示請求の取下げがなされる場合に、その意思が示された文書に取下げの理由を記載する必要はないことからすれば、文書 6 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 文書 7 について

実施機関によれば、事務決裁規程において、「専決」に関する定めがあり、また、本庁の課長専決事項及び地方機関の長専決事項として、条例第 11 条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関することが定められているが、事務決裁規程は、愛知県法規集に掲載され、県のホームページでも公開されていることから、適宜参照することができ、統計課においては、県のホームページから印刷するなどして組織として管理することはしていないとのことである。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている事務決裁規程以外の文書についても存在しなかったとのことである。

以上のことからすれば、文書 7 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ 文書 8 について

実施機関によれば、統計課の事務分掌は前記 4(2)アで述べたとおりであり、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害したという事例が記載されている文書を作成することはなく、また、他の所属から該当する文書を取得したこともないとのことである。

当審査会において、組織規則を見分したところ、統計課が所掌する事務は実施機関が前記 4(2)アで説明するとおりであり、その内容を踏まえれば、文書 8 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

カ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

統計課に対する開示請求

- 文書 1 愛知県の職員の裁量権が記載されている文書（盗聴権に関するもの）
- 文書 2 愛知県職員の県民活動の盗聴実績が記載されている文書 直近から2件
- 文書 3 適法な盗聴の方法、手段が記載されている文書

県民生活部各課に対する開示請求のうち、統計課分

- 文書 4 情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が作成した文書の作成態様が記載されている文書（私用の IC レコーダを使って開示請求人の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信事例を含む）
- 文書 5 愛知県情報公開審査会答申のうち愛知県教育委員会は発達障害（者）の定義を管理していることを主張しているもの
- 文書 6 部内各課に対する開示請求のうち、開示請求人が開示請求を取り下げた事案の内容がわかる文書（開示請求人の要求が受け入れた場合の分）（現在管理しているもの）（開示請求内容と情報提供が同じで取り下げた場合を除く。）
- 文書 7 情報公開に関して、専決権の定義が記載されている文書（決定事務に関するもの）
- 文書 8 県民生活課職員による開示請求人の開示された文書を閲覧する権利を侵害した事例が記載されている文書（平成 27 年度分）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 3. 30	諮問
28. 12. 1	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 12. 9	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
29. 2. 22 (第 513 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 10. 2 (第 532 回 審査会)	審議
29. 11. 6	答申

答申第 848 号

諮問第 1471 号

件名：盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書等の
不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 12 月 7 日、平成 28 年 1 月 29 日及び同年 2 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 27 年 12 月 21 日、平成 28 年 1 月 20 日、同年 2 月 12 日及び同月 19 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下についても同様とする。）、文書 2 及び文書 4 から文書 8 までについて
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 文書 3 について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

数年前、愛知県県民生活課情報公開窓口職員は、閲覧室で県職員と開示請求人との会話を盗聴した実績がある。愛知県教育委員会は、窓口職員の報告の内容を、準備書面に記載した。地域安全課は、愛知県職員の公務員としての倫理観に合致する、盗聴が仕事であると勘違いしている職員がいることを認識して、県民の安全の確保するための広報の文書を作成すべきである。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、8 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 8 件の不開示決定は、同一の不開示理由により不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同様である。そこで、実施機関

は、文書 1 から文書 3 までの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1426 号）を文書 4 から文書 8 までの不開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1471 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 文書 1 について

文書 1 は、愛知県県民生活部地域安全課（以下「地域安全課」という。）が管理する文書のうち、盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書と解した。

イ 文書 2 について

文書 2 は、地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が公務員として有する県民活動を盗聴する権利・義務が記載されている文書と解した。

ウ 文書 3 について

地域安全課では、振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害防止対策の推進のため、自宅の電話は在宅時でも留守番電話設定にして、犯人と話さないように啓発しているが、最近の電話機には、不在メッセージと録音のような、基本的な留守番設定の機能にとどまらず、振り込め詐欺等の被害防止対策のための様々な機能を備えていることを標榜したものも市販されている。

よって、文書 3 は、地域安全課が管理する文書のうち、留守番電話のような一般的な機能のほか、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で具体的にどのような機能を有する電話が詐欺被害に遭わないために必要かが記載されている文書及びそのような電話の普及率が分かる文書と解した。

エ 文書 4 について

文書 4 に係る開示請求は、愛知県県民生活部（以下「県民生活部」という。）の各課に対してなされたものであり、参考として、愛知県が被告となった訴訟である行政文書不開示決定処分取消請求事件において、裁判所に提出された準備書面が添付されていた。当該準備書面には、愛知県立一宮東養護学校（当時）の教頭が原告に対して、電話や面会による対応をしたときは、愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課の担当者に電話又は個人的に作成した電子メールによりその内容を知らせており、条例第 2 条第 2 項に定める行政文書に当たるような報告書を作成していたのではない旨の被告の主張が記載されていた。

また、県民生活部県民総務課（以下「県民総務課」という。）の職員が開示請求者に確認したところ、愛知県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申のうち、私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載が具体的にあるものを求める趣旨であった。

条例第 2 条第 2 項において、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいうとされている。

そして、「職務上作成し、又は取得した」とは、愛知県情報公開条例解釈運用基準（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）によれば、「実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除く。」とされている。

よって、文書 4 は、地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載がある審査会の答申であって、当該メールで送信したものをメモすなわち行政文書ではないと審査会が判断しているものと解した。

オ 文書 5 について

文書 5 は、地域安全課が管理する文書のうち、発達障害又は発達障害者の定義を管理していることを愛知県教育委員会が主張している旨が記載されている審査会の答申と解した。

カ 文書 6 について

文書 6 に係る開示請求は、県民生活部各課に対してなされたものであり、県民総務課職員が開示請求者に確認したところ、「開示請求内容と情報提供が同じで取り下げた場合を除く」とのことであった。

よって、文書 6 は、地域安全課が管理する文書のうち、地域安全課に対する開示請求において、開示請求者の要求を受け入れたため、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案（開示請求の内容を踏まえた情報提供により、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案を除く。）について、当該事案の内容が分かる文書と解した。

キ 文書 7 について

条例第 11 条第 1 項において、実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をしなければならないことが規定されている。また、同条第 2 項において、実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る

行政文書を管理していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をしなければならないことが規定されている。

よって、文書 7 は、地域安全課が管理する文書のうち、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている文書と解した。

ク 文書 8 について

文書 8 は、地域安全課が平成 27 年 4 月 1 日から文書 8 に係る開示請求のあった平成 28 年 2 月 5 日までの間に作成又は取得した文書のうち、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活部県民生活課（以下「県民生活課」という。）の職員が侵害した事例が記載されている文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 から文書 3 までについて

地域安全課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号。以下「組織規則」という。）第 6 条第 10 項において、「安全なまちづくりの推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。」、「交通安全対策の総合的な企画調整に関すること。」及び「交通安全運動の推進に関すること。」と規定されているところであり、盗聴に関連する事務は所管しておらず、文書 1 及び文書 2 が必要になることはない。

また、地域安全課では、安全なまちづくりの推進に関する施策の一環として、前記(1)ウで述べたとおり、振り込め詐欺など特殊詐欺の被害防止対策を推進しており、自宅の電話は在宅時でも留守番電話設定にするなど犯人と話さないようにするよう啓発している。しかしながら、留守番電話設定のような基本的な機能にとどまらず、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で、詐欺被害に遭わないために、具体的にどのような特定の機能が必要であるかを提示した文書は作成していない。また、詐欺被害に遭わないために必要な機能を有する電話機の普及率を調査したこともないため、文書 3 を管理していない。

念のため、地域安全課において、文書 1 から文書 3 までを探索したが、存在しなかった。

イ 文書 4 及び文書 5 について

審査会が諮問に対する答申をした場合は、審査会の庶務を処理する県民総務課から各課に対し、答申があった旨の送付文が発出される。当該送付文には、答申の概要が添付されているが、答申の全文は添付されておらず、県のホームページに掲載してある旨が記載されている。

地域安全課においては、前記の送付文を収受した場合は、添付されている答申の概要とともに供覧しているものの、その答申の全文を県のホームページから印刷して組織として管理することはしていない。

また、地域安全課において実施機関として審査会に諮問をした案件については、別途、県民総務課から当該諮問に対する答申の全文が送付されているが、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求のあった平成 28 年 1 月 29 日時点で地域安全課が管理するものには、文書 4 又は文書 5 に該当する答申はなかった。

ウ 文書 6 について

地域安全課に対する開示請求で開示請求者が取り下げたものは存在するが、開示請求書、取下げ書等の関係文書の中に、情報提供をすること以外で開示請求者の要求を受け入れたため取り下げられた旨の記載はなかった。

エ 文書 7 について

「専決」とは、愛知県事務決裁規程（平成 15 年愛知県訓令第 5 号。以下「事務決裁規程」という。）第 2 条第 1 項第 2 号において、「知事の補助機関が、この訓令に定める範囲に属する事務について、決裁することをいう。」とされている。また、事務決裁規程第 4 条第 3 項では「…本庁の課長…は、別表第 1 に定める…本庁の課長専決事項…について、それぞれ専決するものとする。」と規定され、事務決裁規程第 5 条第 1 項では「地方機関の長…は、地方機関の所掌する事務のうち、別表第 2 に定める地方機関の長専決事項…について、それぞれ専決するものとする。…」と規定されている。そして、事務決裁規程別表第 1 の 24 の項及び別表第 2 の 11 の項には、本庁の課長専決事項及び地方機関の長専決事項として、条例第 11 条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関することが定められている。

しかしながら、事務決裁規程は、愛知県法規集に掲載され、県のホームページでも公開されていることから、適宜参照することができ、地域安全課においては、県のホームページから印刷するなどして組織として管理することはしていない。

オ 文書 8 について

地域安全課の事務分掌は、前記アで述べたとおりであり、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害したという事例が記載されている文書を作成することはなく、また、情報公開制度を所管する県民総務課や県民生活課から該当する文書を取得したこともない。

念のため、地域安全課において、文書 8 を探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のとおり、地域安全課は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した不開示理由説明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、以下のとおりと解される。

ア 文書 1

地域安全課が管理する文書のうち、盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書

イ 文書 2

地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が公務員として有する県民の活動を盗聴する権利及び義務が記載された文書

ウ 文書 3

地域安全課が管理する文書のうち、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で具体的にどのような機能を有する電話が詐欺被害に遭わないために必要かが記載されている文書及びそのような電話の普及率が分かる文書

エ 文書 4

地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載がある審査会の答申であって、当該メールで送信したものをメモすなわち行政文書ではないと審査会が判断しているもの

オ 文書 5

地域安全課が管理する文書のうち、発達障害又は発達障害者の定義を管理していることを愛知県教育委員会が主張している旨が記載されている審査会の答申

カ 文書 6

地域安全課が管理する文書のうち、地域安全課に対する開示請求において、開示請求者の要求を受け入れたため、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案（開示請求の内容を踏まえた情報提供により、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案を除く。）について、当該事案の内容が分かる文書

キ 文書 7

地域安全課が管理する文書のうち、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている文書

ク 文書 8

地域安全課が平成 27 年 4 月 1 日から文書 8 に係る開示請求のあった平成 28 年 2 月 5 日までの間に作成又は取得した文書のうち、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害した事例が記載されている文書

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

実施機関によれば、地域安全課では、盗聴に関連する事務は所管しておらず、文書 1 及び文書 2 に係る請求対象文書が必要になることはないとのことである。

当審査会において、組織規則を見分したところ、地域安全課が所掌する事務は実施機関が前記 4(2)アで説明するとおりであり、その内容を踏まえれば、文書 1 及び文書 2 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 3 について

実施機関によれば、地域安全課では、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で、詐欺被害に遭わないために、具体的にどのような特定の機能が必要であるかを提示した文書は作成しておらず、詐欺被害に遭わないために必要な機能を有する電話機の普及率を調査したこともないとのことである。

地域安全課において、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で、詐欺被害に遭わないために、具体的にどのような特定の機能が必要であるかを示すことは困難であると考えられることからすれば、文書 3 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書 4 及び文書 5 について

実施機関によれば、地域安全課においては、答申があった旨の送付文を県民総務課から収受した場合は、添付されている答申の概要とともに供覧しているものの、その答申の全文を県のホームページから印刷して組織として管理することはしておらず、地域安全課が審査会へ諮問した案件に関する答申については、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求のあった平成 28 年 1 月 29 日時点では、地域安全課が管理するものには文書 4 又は文書 5 に該当する答申はなかったとのことである。

当審査会において顕著な事実によれば、地域安全課が審査会へ諮問した案件に関する答申は、審査会答申第 489 号のみである。

当審査会において、前記答申を見分したところ、当該答申の内容が愛知県交通安全対策会議の就任承諾書の一部開示決定に対する異議申立てに係る案件であり、文書 4 又は文書 5 に該当する答申ではないことが認められた。

以上のことからすれば、文書 4 及び文書 5 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 文書 6 について

実施機関によれば、地域安全課に対する開示請求で開示請求者が取り下げたものは存在するが、開示請求書、取下げ書等の関係文書の中に、情報提供をすること以外で開示請求者の要求を受け入れたため取り下げられた旨の記載はなかったとのことである。

一般的に、開示請求者により開示請求の取下げがなされる場合に、その意思が示された文書に取下げの理由を記載する必要はないことからすれば、文書 6 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ 文書 7 について

実施機関によれば、事務決裁規程において、「専決」に関する定めがあり、また、本庁の課長専決事項及び地方機関の長専決事項として、条例第 11 条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関することが定められているが、事務決裁規程は、愛知県法規集に掲載され、県のホームページでも公開されていることから、適宜参照することができ、地域安全課においては、県のホームページから印刷するなどして組織として管理することはしていないとのことである。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている事務決裁規程以外の文書についても存在しなかったとのことである。

以上のことからすれば、文書 7 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

カ 文書 8 について

実施機関によれば、地域安全課の事務分掌は前記 4(2)アで述べたとおりであり、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害したという事例が記載されている文書を作成することはなく、また、他の所属から該当する文書を取得したこともないとのことである。

当審査会において、組織規則を見分したところ、地域安全課が所掌する事務は実施機関が前記 4(2)アで説明するとおりであり、その内容を踏

まえば、文書 8 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

キ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

地域安全課に対する開示請求

文書 1 盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書

文書 2 愛知県職員が公務員として有する県民活動を盗聴する権利・義務が記載されている文書

文書 3 どのような機能を有する電話が詐欺被害にあわないために必要かが記載されている文書及びそのような電話の普及率がわかる文書

県民生活部各課に対する開示請求のうち、地域安全課分

文書 4 情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が作成した文書の作成態様が記載されている文書（私用の IC レコーダを使って開示請求人の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信事例を含む）

文書 5 愛知県情報公開審査会答申のうち愛知県教育委員会は発達障害（者）の定義を管理していることを主張しているもの

文書 6 部内各課に対する開示請求のうち、開示請求人が開示請求を取り下げた事案の内容がわかる文書（開示請求人の要求が受け入れた場合の分）（現在管理しているもの）（開示請求内容と情報提供が同じで取り下げた場合を除く。）

文書 7 情報公開に関して、専決権の定義が記載されている文書（決定事務に関するもの）

文書 8 県民生活課職員による開示請求人の開示された文書を閲覧する権利を侵害した事例が記載されている文書（平成 27 年度分）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 2. 16	諮問第 1426 号 諮問
28. 4. 22	諮問第 1471 号 諮問 (諮問第 1426 号と併合)
28. 12. 1	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 12. 7	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
29. 3. 24 (第 516 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 10. 2 (第 532 回審査会)	審議
29. 11. 6	答申

答申第 849 号

諮問第 1515 号

件名：非違行為に関する速報等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 8 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求める（元生徒の名前の開示は求めない。）というものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 不開示決定であるので、報道の範囲でしか本件を知る事ができない。報道どおりであるなら、卒業生、に対する、児童福祉法違反。現在公判中。
- (イ) 職員の児童福祉法違反、公判中ということからすると、裁判所で、職員の名前は、公開されている。該当する職員の、学校関係者は、事実関係については、知っているといえる。職員名が判明したら、所属していた学校名も、学校経営案等から、判明される。
- (ウ) 勤務していた学校に関係することではあるが、職務中のことではないということからすると、裁判、公判に入った段階で、事実関係に関し、全面的にはできないとしても、公開、公表されるべきである。新聞記事で、大村知事は、「基本的には公表する…」とある。

前記したように、公表しなくても関係者等には、ある程度知られていると推測される。

本件請求内容に関しては、被害者や、保護者に公表してほしくないといわれることは当然のことであるが、一切公表できないということではないし、事件再発防止の今後のために、公表できるところはしなくてはならない。

イ 反論書における主張

実施機関である県教育委員会が審査請求人に弁明書を送付したところ、審査請求人から反論書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 処分があった場合の、文書名は、2017年3月6日公開されたものを参考にとすると次のようになる。①非違行為報告書について（提出）（校長が作成して、県教育委員会教育長宛て）、②非違行為報告書（校長が作成（県教育委員会に提出））、③意見書（校長が作成して、県教育委員会教育長宛て）、④審査表（人事考査委員会会長作成）、⑤処分事由説明書（県教育委員会作成）、⑥教職員の懲戒処分について（県教育委員会作成）、⑦訓告（要旨）（県教育委員会作成）。黒塗りの部分があることはあるが、一部開示されている。

(イ) この文書を参考にするなら、本件に関していえば、処分庁の弁明を受け入れたとしても、公開されても問題にならない部分もある。

処分庁が、開示できない部分について、いろいろ理由を述べている。仮にその主張を認めたとしても、この公開された文書に関していえば、今回、処分庁が非公開としている（全面的に公開できないとしている）、開示できないとする残りの部分については、ほとんど黒塗りであろうと開示できる、すべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、全面というのか、不開示決定については、これについて内容が新聞報道しか分からないので、何をどう主張したらいいのかということが、まず基本にある。なぜなら、新聞報道はあくまでも新聞報道であって、これが事実か事実でないかも明白でない。明らかでないことについて、行政に対して物申す場合は、想定内の発言しかできない。そういう不確実なものに対して意見を述べられても困ると言われると、確かにそのとおりではないかという気持ちも当方にはある。しかし、懲戒免職ということなので、報道記事にある内容で、これは本当だろうと、近いことだろうと思うことについて引用しながら話をしたい。

まず、卒業生に対して教諭がホテルまで行ったという事例に関しては、ほぼ一緒なのかなと思っている。これについて、もしこの相手の人が卒業生でなかったら、この職員は全面的に、生年月日とかは別として、公開されるべきものではなかったかと思われる。卒業生ということに関して、もし新聞報道がなかったならば、処分する側としては、職員は学校に残っているし、その現職の職員に対する処分ということだったら、何も気にすることなく、一般の社会人であれば、公開ができたのではないかと思われる事案というふうに認識した。

そうすると、この報道記事の中で、知事が基本的には公開するというのは原則というようなことを述べているので、この線に基づけば、これが卒業生という新聞報道がなければ、この職員に対しては事実関係等、処分内容等を含めて、卒業生・教え子ということ黒塗りにすれば、開示できたのではないかと思っている。

そうすると、もし新聞報道にも引っ張られると、行政はそういうふうに言われているから出せないと言うなら分かるが、そうじゃないとしたら、新聞報道はあくまでも新聞報道だから、それに従わずに行政として文書を発行する、しないということ言うとしたら、この場合は明らかに開示できる部分があるのではないかというふうに考えている。そうしたら、職員の名前、それから学校名等は、公開されてもいいのではないかと思っている。でも、公開できない部分も、例えばその卒業生というようなことは、それが分かるような部分は消さざるを得ないだろうということは理解している。

それから、今回の事件を見て、このような未成年に対するわいせつ行為等に関して、確かに被害者の名前等があの子じゃないのかというような、想定されそうな場合については非開示にするということも分かるが、逆にこの教諭がなぜこの年齢でこのようなことをしたのか、今までそういうことはなかったのかあったのか、どういうときにこの教諭はこういうことを未成年に働きかけるのか、そういうものを事情聴取である程度は聞き取られていると思うので、そういうものは私としては相当関心があったところである。そういうことに、なぜ公務員はオーバーランするのか。そういうところを、やっぱり行政の管理責任者・住民等々が認識しなければいけない時代ではないかと思っている。

それは何も、罪を犯した人を糾弾するとかそういうことでなく、そういう事態が起きることは防ぎようがないと言ってしまったら若い人に悪いが、そういう面も今はある訳である。では、そういう面がある中で、私たち大人はどうするのかということが、こういう事件が起きたときに問われている問題の一つではないかと思っている。そういう意味で私も、なぜこの年齢の人がこういうことをしたのかというようなことについて、非常に関心を持っている。そのためには、この人がどういう経過でやったかということを知りたいと切に願って、公開請求をしている。

しかし、行政サイドとしては、^{しゃく}杓子定規という言い方は失礼かもしれないが、本人が嫌だと言っているとか、そういうことを表面に立てて、全面非公開にするということが、度々ある。では、行政やこの処分された職員の周りで、その人がどういう流れでオーバーランしたか、どういうときにどういうシチュエーションで、未成年であろうとなかろうと、そういう行為に入っていくのかということが、本当に聞き取られている

のかという心配を今はしている。そういう聞き取りを十分にしないで、ただ、児童福祉法違反の疑いで、それを認めたからといって懲戒処分にするとなったら、この職員はこの後誰が指導していくのか。この人のこれまでの人生を含めて聞き取りをして、この人がどこでそういう若い人に走るのか走らないのか、そういうことをどこで体験したり学んだり、再犯の人だったらそれを再度繰り返すのか。それとも、再犯じゃなくて初めての人だったら、なぜこの年齢でここでそういうことに入るのか、入ったのかを、きちっと本人が自覚、自分を検証し直さなければいけないのではないかと。それなしで、ただ懲戒免職だということにしてしまうと、この人は見つかったことを、そこに自分の憎しみみたいなものを置いて、「あのときはああいうふうだから見つかったなあ。今度はうまくやろう」みたいな気持ちにもなってしまうたら、再犯の確率は相当高いというふうに私は考えている。

だから、私はこういう情報公開で、これは処分したのは県教委だから、県教委の人たちが事情聴取で、そういうことをきちっとしているのかしていないのか。その辺りも知りたくて、県の審査会では事情聴取録を出してくれということも含めて、これまで度々不服申立てをしてきた。しかしながら、なかなか行政の壁は厚く、一度ノーと言ったら絶対に引かない。

それはそれで、行政の一貫としては間違っていないだろうが、このわいせつ等に関していえば、最近、小学校の臨時講師の人が小学校の中で、小学生にわいせつな行為をしたということで逮捕された事件があった。こういうわいせつに関する情報というのは必ず被害者がいるので、即明らかにするということは、この遅れた日本の人権感覚では、被害者に対して二重三重の人権侵害が起きていく訳だから、軽々しくその人のことが分かることを明らかにすることは行政でできないというのが、行政の主張だろうとは思いますが、逆にこれからの若い人のことを考えると、誰がどういうときにどうするのかとか、具体的に知りたいというのが、子供はその辺がよく分からないから、でも保護者の立場でいえば、多分そういう心配事があると思う。だから、できない理由も理解はしているが、一方的にできないのではなくて、できるだけ公開することを全面に出して、そのための行政文書を作る、そういう意味での対応が今後求められるのではないかと考えている。

そして、さっき言った教諭の問題で、別の県で確か一度そういうわいせつで免職になったが、愛知県でまた臨時任用で採用されて、同じような性犯罪行為に走ったという人が出てきた訳である。ここまでくると、単純にわいせつ行為と言ってよいのか、その辺に関しては男性の性意識に相当深く入り込まなければ、なぜその人がそういうことを起こすのか

というようなことが、現在はまだ明らかになってないのが日本の状況である。

日本でも、最近は、そういうことを起こした人たちが DV も含めて、例えば DV だったら、なぜ自分は何度も何度も同じことをするのかとか、それから、日本の刑務所でやってるのかどうか分からないが、わいせつ・強姦^{かん}というようなことをした人たちに対して、所内で再犯防止のプログラムを受けさせるというような流れになってきている。これは他の犯罪も一緒だが、再犯防止にいかなければ、これだけの事案を起しても処分だけでおしまいなのかと、逆にそういう視点も出てくると思っている。

しかし、今の段階のやり方は、ただ情報を知りたい側からすれば一方的に隠される。そういう歯がゆい思いを常にさせられているというのが現状である。だから、どうしてもしたくないと、これはできないと言うならば、それに合った文書を作成していくのは必要ではないかということも付け加えておきたいと思っている。

しかし、今回のように、相手が卒業生だからよいとか悪いとか言えないが、もしこの人が卒業生でなかったら、これは多分ある程度の開示がされたのではないか。なんで卒業生まで踏み込んで開示しないと言うのか。逆に卒業生がこういうことをしたというふうに言われてしまうと、この在籍した教員の近くの人たちは分かる訳で、誰々とかどこの学校とか。そういう人たちに対して言えば、ああ、また自分の学校の卒業生が何かあったなというふうに、近くの人たちにはあえて隠してあったとしても分かる。

だから、本当は新聞報道においては、これは卒業生という名前を伏せて懲戒処分にしたというような公開を、これからは行政がすべきではないのか。そうすれば、新聞も卒業生、教え子ということは隠してくれたかもしれない。隠してくれなかったら自動的に学校名が出されなくても、教師名が出されなくても、周りの人たちにとっては、あそこの学校のこの人は何かあったのだなというようなうわさに乗るのは、当然だと思っている。

事案というのは、いくら抑えても隠せるものではなくて、さざ波のようにその地域に知れ渡るので、そういう意味では、今回もし全面非公開ということを通すとしたならば、これからの開示文書についても、作成される文書についても、全面的に公開することを前提に作るというような方向性と、さらに逆に作られた文書で公開が何らかの形でせざるを得ないときには、ある特定の部分だけについては、必ず別葉にするとか別紙にするとかというようなやり方もあると思っているので、その辺にも思いを起こして作ってもらうことを希望したい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 28 年 7 月 8 日付けで県教育委員会が懲戒免職とした教員（以下「A 教員」という。）の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 別記文書 1「非違行為に関する速報（平成 27 年 12 月 28 日付け）」

当該文書は、発生した非違行為について、A 教員の所属校の校長が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が愛知県の教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を経由し、県教育委員会に提出したものである。

当該文書には、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者及び受信者、非違行為の内容等が記載されている。

イ 別記文書 2「教員の非違行為について（報告）（平成 28 年 6 月 14 日付け）」

当該文書は、非違行為に関する速報を提出した後、A 教員の所属の校長が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会に提出したものであり、県教育事務所長の鑑文、市町村教育委員会教育長の鑑文、非違行為報告書、A 教員の申立書及び校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、非違行為報告書には、作成者、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、事後措置等が、A 教員の申立書には、A 教員の所属、氏名、申立て等が、校長の意見書には、校長の氏名、意見等が記載されている。

ウ 別記文書 3「審査表（平成 28 年 6 月 24 日付け）」

当該文書は、処分の審査に当たり、県教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事件の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審査結果（所見）等が記載されている。

エ 別記文書 4「教員の処分について（平成 28 年 7 月 1 日起案）」

当該文書は、県教育委員会が A 教員の処分内容を決定するために起案したものであり、起案文、辞令案、処分事由説明書案、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの副申、市町村教育委員会教育長の鑑

文、市町村教育委員会からの内申及び市町村教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には、起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、辞令案には、A 教員の所属、職名及び氏名、発令事項等が、処分事由説明書案には、A 教員の所属、職名及び氏名、処分内容、処分理由等が、通知案には、標題、通知内容等が、副申には、標題、県教育事務所長の意見等が、内申には、標題、処分内容等が、市町村教育委員会の意見書には、市町村教育委員会の意見等が記載されている。

オ 別記文書 5「教員の人事について（平成 28 年 7 月 1 日起案）」

当該文書は、A 教員を懲戒免職とするに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条第 1 項ただし書の労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合における同条第 3 項において準用する同法第 19 条第 2 項の規定による解雇予告除外認定の申請をするために、県教育委員会において起案したものであり、起案文のほか、申請案として市町村長宛て鑑文及び解雇予告除外認定申請書及び認定結果の通知書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には、起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、申請案には、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、性別等、労働者の責に帰すべき事由等が、通知書には、A 教員の所属、職名、氏名等が記載されている。

カ 別記文書 6「教員の処分について（報告）（平成 28 年 7 月 8 日付け）」

当該文書は、県教育事務所が県教育委員会に A 教員を処分した結果について報告した文書である。

当該文書には、標題、処分の日時及び場所、辞令交付者、A 教員の所属、職名及び氏名、処分内容、立会者等が記載されている。

キ 別記文書 7「校長の処分について（平成 28 年 7 月 1 日起案）」

当該文書は、市町村教育委員会が A 教員の監督者である校長の処分内容を決定するに当たって県教育事務所を通じて県教育委員会になされた協議に対する回答を通知するために、県教育委員会において起案したものであり、起案文、県教育事務所長宛て通知案、県教育事務所長からの進達、市町村教育委員会教育長の鑑文、市町村教育委員会からの協議及び市町村教育委員会の意見書で構成されている。

当該文書のうち、起案文には、起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、通知案には、標題、通知内容等が、進達には、標題、市町村教育委員会から協議があったこと等が、協議には、標題、校長の所属及び氏名、処分内容等が、市町村教育委員会の意見書には、市町村教育委員会の意見等が記載されている。

ク 別記文書 8「校長の処分について（報告）（平成 28 年 7 月 11 日付

け)」

当該文書は、市町村教育委員会が A 教員の監督者である校長を処分した結果について県教育事務所を通じて県教育委員会に報告した文書であり、県教育事務所長の鑑文、市町村教育委員会教育長の鑑文及び市町村教育委員会からの報告で構成されている。

当該文書のうち、報告には、標題、処分の日時及び場所、処分者、校長の所属及び氏名、処分内容、立会者等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書は、被害者及びその保護者に配慮し、県教育委員会が懲戒処分を行ったが公表をしないこととした事案に関する文書である。仮に一部でも開示すれば、被害者等の特定の個人が識別されるおそれがあることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 本件行政文書に記載された情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書口には該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

また、被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イにも該当しない。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 本件行政文書は、懲戒処分を行ったが公表していない事案に関する文書であり、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして全体として非公表としているものである。したがって、仮に一部でも開示すれば、非公表である事案が公にされることで、被害者等との信頼関係が崩れることとなり、今後、被害者等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがある。その結果、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「職員の児童福祉法違反、公判中ということからすると、裁判所で、職員の名前は、公開されている。」と主張している。

しかし、例えば、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第290条の2第1項又は第3項の規定により、事件の被害者を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定がなされることもある。また、裁判の手続及び目的の限度において訴訟関係者の情報が開披されることがあるとしても、それを超えて、いかなる場面及びいかなる時点においても一般に公にされるものとはいえないことから、仮に本件行政文書に係る事案について公判が行われたとしても、そのことをもって、本件行政文書に記載された情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年7月8日付けで県教育委員会が懲戒免職処分を行った教員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した8件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にする

ことにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書は、わいせつ行為をした教員を懲戒免職処分としたが、被害者及びその保護者に配慮する必要があるとして実施機関が公表しないこととした事案に係る文書とのことである。また、当審査会において実施機関に確認したところによれば、被害者側が一切公表しないでほしいとの意向を示しているとのことである。そして、当審査会において本件行政文書を見分したところ、わいせつ行為の内容、被害者の状況等が詳細に記載されており、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 本件行政文書に係る事案については、被害者及びその保護者に配慮する必要があるとして実施機関が公表しないこととしており、当該事案に関する情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、本件行政文書を公にすること自体が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとまでいうことはできず、本件行政文書に記載されている個人に関する情報を、直ちに同号ただし書ロに該当するとして開示すべきものと認めることはできない。

そして、本件行政文書における被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、被処分者の職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、本件行政文書は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、被害者側の一切公表しないでほしいとの要望を受け、また、被害者の人権に配慮する必要があるとして公表しないこととされた事案に係るものであって、公にすることになれば、被害者側との信頼関係を損なう可能性があるとして認められる。また、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがある。その結果、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えたりする可能性があり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ なお、本件行政文書を開示することで同種の事案の再発防止につながるのではないかと開示による利益も考えられるところではある。この点について、当審査会において実施機関に確認したところによれば、実施機関では、平成 27 年度に有識者らによるプロジェクトチームにおいて教員の不祥事、特においせつ行為をなくすための有効な対策を検討し、その提言を踏まえた取組を進めているところであるとのことであり、過去の事例を開示することが再発防止に一定の役割を果たすことを考慮してもなお、個別性の強い具体的な情報である本件行政文書そのものを部分的にでも開示することが直ちに再発防止につながるとまではいえず、前記イで述べたおそれがあることからすれば、本件行政文書については、開示によって得られる利益が開示によって保護される利益を上回るとはいえず、その全部を不開示とすることはやむを得ないものと認められる。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、教員の児童福祉法違反事件について公判中ということ

からすれば、裁判所で教員の名前は公開されており、所属校名も判明する旨主張している。

しかし、当審査会において実施機関に確認したところによれば、本件の公判においては、被害者の氏名のみならず、教員の氏名及び所属校名のほか、所属校の存在する市町村名についても明らかにされない形で公判が行われていたとのことであり、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書 1 非違行為に関する速報（平成 27 年 12 月 28 日付け）
- 文書 2 教員の非違行為について（報告）（平成 28 年 6 月 14 日付け）
- 文書 3 審査表（平成 28 年 6 月 24 日付け）
- 文書 4 教員の処分について（平成 28 年 7 月 1 日起案）
- 文書 5 教員の人事について（平成 28 年 7 月 1 日起案）
- 文書 6 教員の処分について（報告）（平成 28 年 7 月 8 日付け）
- 文書 7 校長の処分について（平成 28 年 7 月 1 日起案）
- 文書 8 校長の処分について（報告）（平成 28 年 7 月 11 日付け）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 2. 2	諮問
29. 2. 6	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 5. 11	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
29. 6. 9 (第522回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 6. 30 (第524回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
29. 8. 22 (第528回審査会)	審議
29. 9. 8 (第530回審査会)	審議
29. 10. 2 (第532回審査会)	審議
29. 11. 6	答申

答申第 850 号

諮問第 1501 号

件名：極意書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、県が管理する河川区域のうちのある箇所について、市が管理してくれるとあり難い旨の発言をした記憶があるとのことであったが、河川管理に関する個人的な感想を述べたにすぎないとのことであった。

また、極意書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が発言した前記の感想に関する根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

そもそも、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の個人的な言動について作成されることはない。

また、前記(1)の河川管理に関する個人的な発言について、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、県が管理する河川区域について市が管理してくれるとあり難い旨の個人的な感想である河川課の特定の職員の発言に関する根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の個人的な言動について作成されることはないとのことである。また、当該河川管理に関する個人的な発言について、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員の個人的な感想である発言についてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課の特定の職員（机の上が汚い 4 回目）が“どこぞの政令市が全部やってくれるとラッキー”って言う極意書（Nファイル）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第 531 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 851 号

諮問第 1502 号

件名：奥義書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

「エスケープ」とは逃げることと解されるが、建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、指名で電話が架かってきた際に、別室で打合せを行っていたため不在にしており、応答できなかったことがあったとのことであった。

また、奥義書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が電話に応答しなかったことの根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

行政文書とは、職務上作成又は取得されるものであるが、職員の全ての行動について作成されることはない。

また、電話に応答しないことについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が電話に応答しなかったことについての根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、職員の全ての行動について行政文書を作成することはなく、電話に応答しないことについて根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員が電話に応答しないことについてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の職員（河川課企画グループ）のエスケープの奥義書（一子相伝か？）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第 531 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 852 号

諮問第 1503 号

件名：極意書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、仮に公務員制度がなくなったとしたら世の中が困るのではないかという旨の発言をした記憶があるとのことであつたが、個人的な感想を述べたにすぎないとのことであつた。

また、極意書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が発言した前記の感想に関する根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

そもそも、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の個人的な言動について作成されることはない。

また、個人的な感想を述べることについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、仮に公務員制度がなくなったとしたら世の中が困るのではないかという旨の個人的な感想である河川課の特定の職員の発言に関する根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の個人的な言動について作成されることはないとのことである。また、個人的な感想を述べることについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員の個人的な感想である発言についてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課業務調整グループの特定の職員が“公務員が居なくなったら皆さんが困るでしょ？”と言わしめる極意書の全て。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第 531 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 853 号

諮問第 1504 号

件名：マニュアルと奥義書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、外部から架かってきた電話でのやり取りの中で、同僚職員を「さん」付けで呼んだ記憶があるとのことであった。

また、奥義書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する文書のうち、外部から架かる電話の応対で県の職員を敬称付きで呼ぶことを記載した電話応対マニュアル及び河川課の特定の職員が電話応対で使った敬語についての根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

組織外の相手に対し組織内の人間を敬称付きで呼ぶことは好ましくないため、そのようなマニュアルを作成することはない。

また、特定の職員の電話の話し方について、マニュアル、手引書等の文書を作成することはなく、それを作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、外部から架かる電話の応対で職員を敬称付きで呼ぶように記載したマニュアル及び河川課の特定の職員が電話で使った敬語についての根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、組織外の相手に対し組織内の人間を敬称付きで呼ぶことは好ましくないため、そのようなマニュアルを作成することはないとのことである。また、特定の職員の電話の話し方について、マニュアル、手引書等の文書を作成することはなく、それを作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、外部の者に対し内部の者のことについて話すときは、内部の者について敬称や敬語は使わないこと、また、個別の職員が電話で使う敬語についてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課企画グループの特定の職員が行う電話対応で外から架かる電話に組織の人員を敬称付で呼ぶクソ対応マニュアル全てと、特定の職員のクソ敬語電話対応奥義書を出せ！

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第 531 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 854 号

諮問第 1505 号

件名：問題になった事を示す文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 28 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、文書が有るはずというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

建設部河川課（以下「河川課」という。）の特定の職員に確認したところ、河川課の執務机で ZeroCoke 等の飲料を飲むことがあったとのことであった。

また、問題になったことを示す文書とは、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 185 条の規定に基づき職員が物品等を亡失又は損傷したときに作成する事故報告書その他それに類する文書と解した。

よって、本件請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する文書のうち、河川課の特定の職員が河川課の執務机等で飲料をこぼしたことにより作成された事故報告書その他それに類する文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

河川課の特定の職員及び執務机周辺の同僚職員に、特定の職員が県有物品や書類等に飲料をこぼして問題になったことがあるか聴取したが、その

ような事実はないとのことであった。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、河川課が管理する文書のうち、河川課の特定の職員が河川課の執務机等で飲料をこぼしたことにより作成された事故報告書その他それに類する文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、河川課の特定の職員及び執務机周辺の同僚職員に、当該特定の職員が県有物品や書類等に飲料をこぼして問題になったことがあるか聴取したが、そのような事実はないとのことであったとのことである。

イ 実施機関において、当該特定の職員のみならず、執務机周辺の同僚職員に飲料をこぼして問題になったことがあるか聴取していることからすれば、本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課の特定の職員が机に就いて ZeroCoke を飲む事は良しとするが過去に Coke をこぼして問題になった事を示す文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 11. 24 (第 537 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 855 号

諮問第 1506 号

件名：予言書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 5 月 12 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

職員が発言しているから根拠になる文書があるはず。

当該職員が根拠無く発言する事は考えにくい。

発言の内に“仮に・・・”と言うものであるが当方は建設部河川課（以下「河川課」という。）にマニュアルと想しき文書があつての発言であると考えている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

河川課の特定の職員に確認したところ、仮に現在の公務員制度がなくなつたとしたら別の現在の公務員制度のようなものができるのではないかという旨の発言をした記憶があるとのことであつたが、個人的な感想を述べたにすぎないとのことであつた。

また、予言書とは、一般的には未来の事象について書かれた文書と解されるが、特定の職員が行つた発言についてのものであるため、当該発言の根拠が書かれた文書と解した。

よつて、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が発言した前記の感

想に関する根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

行政文書とは、職務上作成又は取得されるものであるが、職員の全ての個人的な言動について作成されることはない。

また、個人的な感想を述べることについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、仮に現在の公務員制度がなくなつたとしたら別の現在の公務員制度のようなものができるのではないかという旨の個人的な感想である河川課の特定の職員の発言に関する根拠が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、職員の全ての個人的な言動について行政文書を作成することはなく、個人的な感想を述べることについて根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員の個人的な感想である発言について根拠が記載された文書は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

河川課の特定の職員の言わしめる所の予言書

“今の公務員が仮に居なくなったとしても別の公務員みたいなのが出てくるかもねえ～！”と言っていた。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第510回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9. 12 (第531回審査会)	審議
29. 12. 18	答申

答申第 856 号

諮問第 1507 号

件名：補正予算を理由不明確で用意運用できる事が示された文書等の不開示
(不存在) 決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 5 月 12 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

¥32,000,000 の事業にかかわらず事業予算の計算書があるのはあたり前の事。

出納簿無くして金の管理などできないから有るはず。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 に係る請求対象文書は、請求対象所属である建設部河川課（以下「河川課」という。）が管理する文書のうち、河川課の特定の職員が県予算を理由不明確で用意し、運用することができることが記載されている文書と解した。

イ 文書 2 について

文書 2 に係る請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する文書のうち、平成 27 年 9 月補正予算で尾張建設事務所から河川課に

要望した矢田川の河川事業 3,200 万円の算出根拠が記載された文書と解した。

ウ 文書 3 について

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 181 条において、金銭会計に関する帳簿の種類が定められている。そのうち河川課において管理する可能性があるものは、同条第 1 項第 2 号により本庁各課の長が作成することとされる証紙実績簿及び同条第 2 項第 5 号により資金前渡員が作成することとされる現金出納簿である。

よって、文書 3 に係る請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する証紙実績簿及び現金出納簿と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

予算に関する業務は組織として行っており、職員が個人的に予算を用意し、運用することはできないため、そのような文書を作成することはない。

イ 文書 2 について

平成 27 年 9 月補正予算に関し尾張建設事務所から提出された要望書類は、事業を行う箇所の一覧表であった。当該一覧表には、河川名、位置、状況、延長、実施工種、全体事業費等が記載されていたが、事業を行う箇所ごとの積算内訳、設計書等の算出根拠は記載されていないものであった。

ウ 文書 3 について

証紙実績簿及び現金出納簿の保存期間は 5 年であるが、平成 23 年 4 月 1 日から開示請求のあった平成 28 年 4 月 28 日までの間において、河川課で証紙及び現金を扱った実績がないため、それらの帳簿を作成していない。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

ア 文書1について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、文書1は、河川課の特定の職員が平成27年9月補正予算で尾張建設事務所から河川課に要望した矢田川の河川事業3,200万円を理由不明確で用意し、運用することができることが記載されている文書と解される。

イ 文書2について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、文書2は、河川課が管理する文書のうち、平成27年9月補正予算で尾張建設事務所から河川課に要望した矢田川の河川事業3,200万円の金額を算出した根拠が記載された文書と解される。

ウ 文書3について

実施機関は前記3(1)ウのとおり主張しているが、前記2(2)の審査請求書の審査請求の理由からすると、文書3は、文書1及び文書2の開示請求に関連した開示請求であって、矢田川の河川事業3,200万円の予算をどのように管理しているか記載された文書について請求されたものとも解される。

よって、行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、文書3は、河川課が管理する文書のうち、証紙実績簿及び現金出納簿のほか、矢田川の河川事業3,200万円の予算を管理するための文書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1について

実施機関によれば、予算に関する業務は組織として行っており、職員が個人的に予算を用意し、運用することはできないため、そのような文書を作成することはないとのことである。

一般的に、県予算を一個人の考えで用意し、運用することはできないと解されることからすれば、特定の職員を指定したものである本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書2について

(ア) 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、河川課は、平成27年9月議会に向けて河川の改修事業を実施する補正予算を要求することを予定していたため、平成27年6月29日付けで各建設事務所に対し当初予算配分資料の時点修正を依頼し、その依頼に対し尾張建設事務所から河川課宛てに提出された書類（以下「事務所提出書

類」という。)には、河川名、位置、状況、延長、実施工種、全体事業費等が記載されているが、積算内訳、設計書等の算出根拠は記載されておらず、そのような資料の添付もされていないとのことである。また、「建設工事施行に関する事務取扱要領」第4条及び「建設工事施行に関する事務取扱要領の運用について」第4条関係で、事業施行の決定をしたときは本庁事業課が箇所表を作成するとされており、施行箇所の決定は、事業の重要度、工事の難易度、工期等を考慮して慎重に行うものとするとしているが、積算内訳や算出根拠は必要とされていないとのことである。

- (イ) 当審査会において、実施機関から提出された事務所提出書類を見分したところ、要望順位、総合評価区分、総合評価点、位置（地名等）、延長距離及び実施工種並びに全体事業費の金額及びそのうちの平成27年度要望額（委託費及び工事請負費の内訳を含む。）が記載されており、本件矢田川の河川事業の部分には、全体事業費及び平成27年度要望額として3,200万円が記載されていることが認められた。また、実施機関から提出された箇所表を見分したところ、当該矢田川の河川事業の部分には、箇所として事務所提出書類に記載された地名と同じもの、工事概要として事務所提出書類に記載された実施工種と同じもの並びに事業費及び工事費として3,200万円が記載されていることが認められた。しかし、いずれも3,200万円の金額を算出した根拠は記載されていなかった。

建設事務所において要望順位、総合評価区分及び総合評価点を付して事業費等を記載した書類を河川課に提出しており、箇所表を作成する河川課において必ずしも建設事務所において行う河川事業の事業費の算出根拠を入手して確認する必要はないことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書3について

実施機関によれば、証紙実績簿及び現金出納簿の保存期間は5年であるが、平成23年4月1日から開示請求のあった平成28年4月28日までの間において、河川課で証紙及び現金を扱った実績がないため、それらの帳簿を作成していないとのことである。

また、当審査会において実施機関に説明を求めたところ、建設事務所において契約を締結する工事については、工事を施行する箇所の決定は本庁事業課である河川課において行うものの、その後の発注用の設計書の作成、入札の実施、契約の締結、支払等は、建設事務所で行われているとのことである。

さらに、事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件矢田川

の河川事業の請負契約を行う事務は、愛知県財務規則第3条第1項の規定により建設事務所の所長に委任されている事務であり、委任を受けた建設事務所において行われる河川事業の予算の執行は当該建設事務所において行われるため、河川課では当該河川事業の予算を管理するための文書は作成していないとのことである。

平成23年4月1日から開示請求のあった平成28年4月28日までの間において河川課で証紙及び現金を扱った実績がないこと並びに建設事務所の所長に委任されている河川事業については建設事務所が予算の執行を行っていることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 河川課企画グループの特定の職員が¥32,000,000-の補正予算を理由不明確で用意運用できる事が示された文書

文書2 ¥32,000,000-の計算書

文書3 河川課で保有する出納簿全て

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 11. 24 (第 537 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申